

2022年4月21日

各 位

会 社 名 日本電産株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 関 潤  
取 引 所 東証プライム(6594)  
所 在 地 京都市南区久世殿城町338  
問合せ先 広報宣伝部長 生島 志朗  
電 話 (075) 935-6150

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月21日開催の取締役会決議により、2022年6月17日に開催予定の第49期定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することといたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、2013年よりグローバルグループ一体経営を進め、創立50周年を迎える2023年に、国内外の連結子会社の商号を原則としてグループブランド名である「ニデック」を冠したものに變更しグローバルグループ一体経営を更に進化させるため、現行定款第1条を變更し、2023年4月1日をもってNidecグループの中核である当社の商号についても「日本電産株式会社」から「ニデック株式会社」に變更するものであります。  
なお、本定款一部變更の効力発生日を2023年4月1日とする旨の附則を設け、効力発生日経過後、これを削除するものといたします。
- (2) 株主総会の議長および招集権者の決定につき、具体的な手順を定めるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により、株主総会資料の電子提供制度が新設され、同制度を定める改正会社法の規定が2022年9月1日に施行されることから、同制度の導入に備えるため、次の通り当社定款を變更するものであります。
  - ア. 定款變更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の株主総会資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - イ. 定款變更案第15条第2項は、株主総会資料に関し、改正会社法に基づく書面交付請求をした株主様に交付する書面につき、その記載事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ウ. 現行会社法に基づく「参考書類等のインターネット開示」に関する現行定款第15条は不要となるため、これを削除するものであります。
  - エ. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>日本電産株式会社</u>と称する。 2 英文では NIDEC CORPORATION と表示する。</p> <p>第2条～第10条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>2 <u>取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第14条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u> 第15条 当社は、<u>株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>ニデック株式会社</u>と称する。 2 英文では NIDEC CORPORATION と表示する。</p> <p>第2条～第10条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長にさしつかえあるとき、あるいは取締役会長が指名したときは、取締役社長がこれに代わる。</u></p> <p>3 <u>取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第14条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p> <p>第 16 条～第 32 条 &lt; 条文の省略 &gt;</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 2020年6月開催の第47回定時株主総会 終結前の社外監査役(社外監査役であった者 を含む。)と締結済の責任限定契約について は、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p> <p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して 交付する書面に記載しないことが できる。</u></p> <p>第 16 条～第 32 条 &lt; 現行通り &gt;</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 1 <u>2020年6月開催の第47回定時株主総 会終結前の社外監査役(社外監査役であ った者を含む。)と締結済の責任限定契約 については、なお従前の例による。</u></p> <p>(商号変更に関する経過措置) 2 <u>第1条の変更は、2023年4月1日を もって効力を生じるものとする。なお、 本項は、第1条の変更の効力発生日経過後 これを削除する。</u></p> <p>(参考書類等のインターネット開示等に関す る経過措置) 3 <u>現行定款第15条(参考書類等のインタ ーネット開示)の削除および変更案第15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の 一部を改正する法律(令和元年法律第70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正 規定の施行の日(以下「施行日」とい う。)から効力を生ずるものとする。</u> 4 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末 日までの日を株主総会の日とする株主総会 については、現行定款第15条はなお効力 を有する。</u> 5 <u>前二項および本項は、施行日から6か月を 経過した日または前項の株主総会の日から 3か月を経過した日のいずれか遅い日後に これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月17日

定款変更の効力発生日 2022年6月17日

(但し、商号変更の効力発生日は2023年4月1日とする)

以上